

審査基準

平成28年6月23日作成

法令名：風俗営業等適正化法施行規則
根拠条項：第66条第2項において準用する第45条
処分の概要：店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法令の定め：
審査基準：
標準処理期間：14日
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課
問合せ先：警察本部生活安全企画課許認可指導係（電話076-225-0110 内線3043）
備考：